

第9章 整備

1 整備の方向性

史跡キウス周堤墓群の整備は、本史跡の価値とそれを構成する要素を確実に保存しながら、また次代に継承することを意図して、史跡の価値や魅力を的確に伝えることができる公共空間を造る。ここでは、極めて特徴的な構造を持つ縄文時代の大型墓地の集合体であることが地上に表されているという特質を踏まえ、その史跡景観を体感してもらうことを目指す。

そのため、不特定多数の見学者の来跡に対し、守るべき史跡景観を損なわないようにするための人工的な場づくりを行う。それとともに、「来てみて、理解して、納得して、帰ってもらう」ことが大切であることから、見せるべき史跡景観（パート）を決めてその顕在化を図り、また、それに加えて、来訪者の様々なニーズに対応しつつ、キウス周堤墓群の本質を理解してもらうような工夫を行い、本質的価値の全体を目に見える形で分かりやすく示す。

また、世界遺産登録を推進し、国内外からの来訪者に対し、史跡の価値を伝えることができるよう取り組む。

具体的な整備内容等は、今後策定する史跡キウス周堤墓群整備基本計画において検討を行い、それに則った整備を進める。検討・実施に際しては、学識経験者の助言を得ながら史跡内住民、地域住民等との合意形成を踏まえ、かつ、千歳市関連部局と連携を図る。

2 整備の方法

(1) 保存のための整備の方法

整備に際しては、遺構の保存を前提として、史跡の価値とそれを構成する要素に負の影響を与えない工法等を用い、史跡景観に配慮した位置・規模・色彩・形態・意匠により整備する。

現状では、遺跡は林の中にあるため歩く場所や見る場所が決まっており、見学範囲が集中することから、不特定多数の見学者の来跡によって遺跡が損壊されるおそれがある。史跡の景観も、近くで見せるのか、遠くから見せるのか、遺構（周堤墓）の中から見せるのか、外から見せるのかといった視点の場所によって整備するときを守るべきポイントが異なってくる。したがって、見せるに当たって遺跡の損壊が起こらないように、保存のための見学エリア・立入禁止エリア、見学動線を組み入れた誘導計画を踏まえて、人工的な整備に当たる。地上遺構のため盛土などによる復旧が難しい場合を想定し、劣化箇所が見えてくるのであればそこには園路を設けないなど、必要に応じて利用制限を施し、保存に配慮した整備を行う。

(2) 活用のための施設整備の方法

ア 遺跡の表現

縄文時代の墓地群を彷彿とさせる全体としての史跡景観の中でも、来訪者にとって史跡の価値や魅力を的確に理解し納得できる効果的なポイント（見せるべき史跡景観（パート））を、遺構や地形、森林（立木）など史跡の構成要素の現況を調査・研究して決めること、そして、この史跡景観（パート）を重視し、史跡の価値を損なうことのない範囲、事故のおそれがない安全な範囲で、どこから見せるのか、どのように見せるのかを、見学動線を考慮しながら早急に検討する。

周堤墓が集合する箇所は林の中にあるため、高木の皆伐・間伐、下枝払いなど、いろいろな森林・植生の管理の方法を用いながら、本質的な価値をいかに見せるかが整備の要点になる。

墓地としての空間を理解するため、発掘された周堤墓内部墓坑の現地実寸大平面表示を行うこと、また、史跡景観を補完し、史跡に対する理解に必要な情報を提供する説明標識の整備は、その必要性・効果を十分検討し、史跡景観の見せ方の吟味を踏まえて行う。

イ 公開・活用に係る施設の設置

史跡の本質的価値に関する解説を集約的に行う「ガイダンス施設」の整備を史跡隣接区域において検討する。史跡の全体像（俯瞰像）、自然的・歴史的環境、地表下の周堤墓内墓坑、発掘調査成果、縄文文化研究・学史上の意義などの事柄を、復元模型、出土品や写真解説板などを用いて視覚的にも分かりやすい形で解説することを検討する。

史跡景観の見せ方や見学動線を前提として、大人数に対応して案内・説明できる場の設置や、来訪者の（時間的・身体的・運動能力的）都合に見合う選択的見学順路の設定などを準備するべく、様々なニーズに対応し得る園路・広場・案内板・道標等の公開活用施設の整備を検討する。園路案内標識を充実させるとともに、案内・説明にはピクトグラムや多言語表記を用いるなどして、誰に対しても分かりやすい表現を考慮する。史跡内に国道があることによる来訪者の交通事故防止の観点からも、交通計画（策定予定）を踏まえ、駐車場から史跡（見学場所）への誘導を充実させることを早期に行う。

来訪者に快適な見学環境を提供する四阿・便所・水飲・緑陰等便益施設は、必要となる機能を十分検討した上で、利用者側の視点に立った施設づくりに配慮して整備する。

史跡活用専用駐車場は指定地外の現施設を使用するが、令和元年（2019）度の史跡将来入込予測調査の数値（自動車台数）を基に規模拡張を計画する。

ウ 交通アクセス

史跡へのアプローチは、主に自動車の利用によるものであるから、誘導・案内標識を国道337号沿いや市街地方面及び千歳市埋蔵文化財センター方面の公道ほか要所に新設して史跡へのアクセスの向上を図る。また、史跡にたどり着くためのいろいろな経路案内を提供して周辺文化財及び関連施設との交流を促進する（図31）。

3 整備のための発掘調査

史跡整備に伴い、周堤内墓坑の状態や発掘調査区の位置・範囲、地層の堆積状態等、キウス1号・2号周堤墓における昭和39・40年調査の内容を確認する必要がある場合は発掘調査（検証発掘）を行う。調査成果は整備内容に反映させる。

4 整備事業のイメージ案と実施期間

長期的には、公道で分断されたA地区（地区区分）の周堤墓群を公道がない状況で一体的に整備して公開し、周堤墓群が造りだす「特異な」史跡景観を来訪者が目の当たりにすることができる環境を創るのが望ましい。毀損した周堤を復旧し、周堤墓を連絡する通路状遺構を動線（園路）とすることなどで、遺跡空間が表現される。A地区の周堤墓群が所在しない範囲の落葉広葉樹林は縄文時代後半期の史跡周辺にみられた植生でもあり、縄文の森のイメージとして利用する。

短期的には、史跡地の土地所有や利用形態から、公道で分断されたA地区の東側区域を整備して公開することとする。縄文墓域としての空間的広がり是有しており、指定地外南側隣接地にある現在の駐車場付近が「ガイダンス施設」・便益施設・駐車場を設置する区域として想定される（図32）。短期的な整備の事業期間はおおむね5年と考えるが、世界遺産登録が実現し、来訪者が大勢訪れることも予測されることから、状況に応じ、迅速に対処していくこととする。

この図は国土地理院発行の電子地形図25000「長都」（平成30年3月19日調整）を複製、加筆したものである。



図31 史跡キウス周堤墓群及び千歳市埋蔵文化財センター位置図

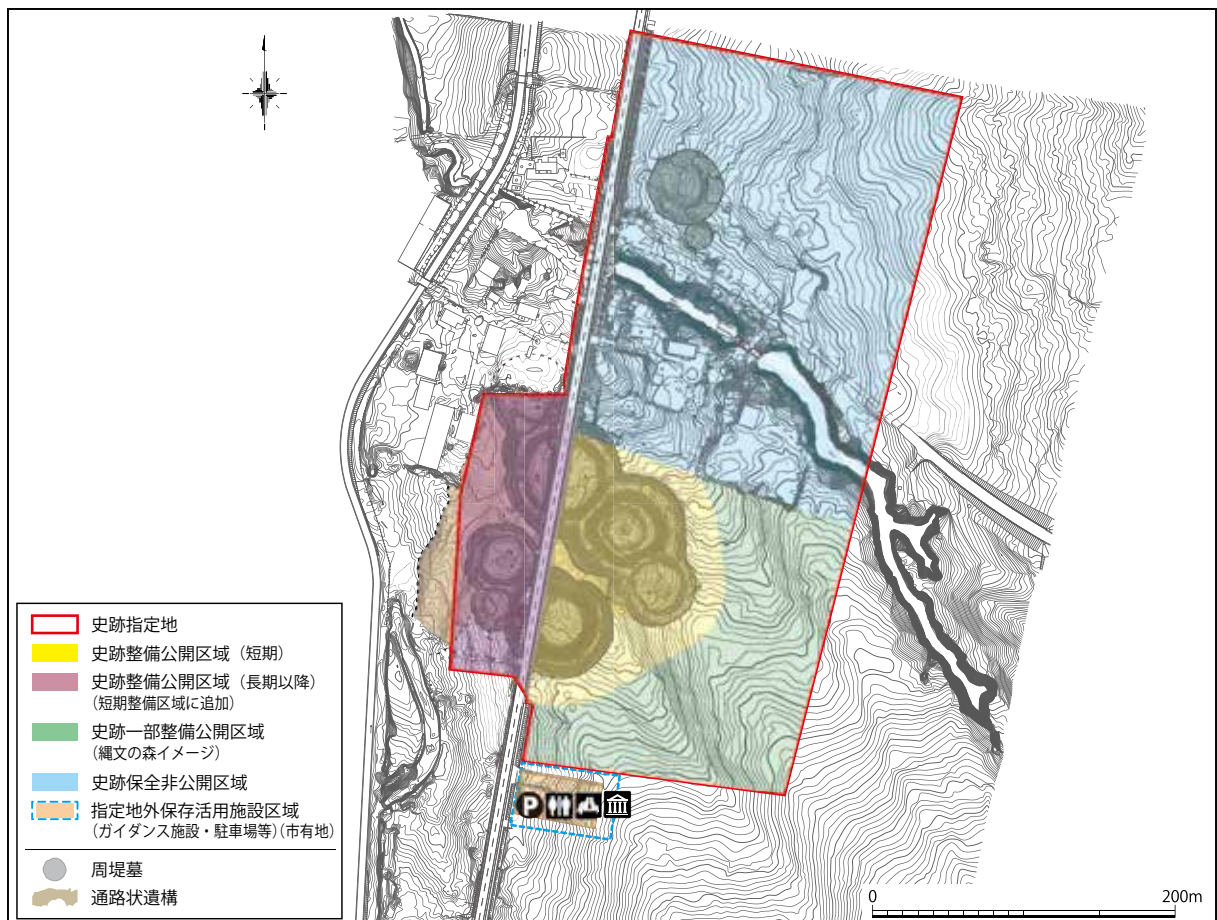


図32 整備区域案図